

改正

平成30年11月26日要綱第10号

令和4年6月29日訓令第7号

東村子育て田舎暮らし体験実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東村に移住を検討している者を対象に、一定期間、村内での生活を体験できる機会を提供するために行う東村子育て田舎暮らし体験について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 体験住宅とは、日常生活を営むために必要最低限の住宅備品を備え、東村子育て田舎暮らし体験において貸し付ける住宅
- (2) 移住希望者とは、概ね45歳未満の子育て世代を対象に村への移住を希望している者で、村の定住促進担当窓口を通じて移住しようとする者

(体験住宅)

第3条 体験住宅は、次のとおりとする。

名称	住所	種類	間取り
東村定住促進住宅（集合型）	東村字慶佐次777番地1	アパートタイプ	2LDK
東村定住促進住宅（集合型）	東村字平良779番地14	アパートタイプ	2LDK

(体験期間)

第4条 体験期間は、1泊以上13泊以内とし、第7条に規定する契約書において定める。

(体験申請)

第5条 東村子育て田舎暮らし体験を希望する移住希望者は、東村子育て田舎暮らし体験申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

(体験許可)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、体験住宅の貸付を認めるときは、東村子育て田舎暮らし体験許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を交付する。

（契約）

第7条 許可書の交付を受けた者（以下「体験者」という。）は、東村田舎子育て暮らし体験住宅賃貸契約書（第3号様式。以下「契約書」という。）を村長と締結し、体験住宅を借り受けるものとする。

2 村長は、前項の規定により契約を締結した場合は、契約の更新がないことを東村子育て田舎暮らし体験住宅賃貸契約についての説明（第4号様式）により行うものとする。

（体験住宅借用料）

第8条 体験住宅の借用料は、別表に定めるとおりとする。

2 体験者は、前項の借用料を前納しなければならない。

3 第1項の借用料には、住宅使用料、光熱費（電気料金、水道料金、ガス料金）、寝具利用料、放送受信料及び消費税を含むものとする。ただし、飲食費及び日常生活に係る消耗品並びに交通費は含まず、体験者の負担とする。

4 第2項の規定により納めた借用料は、これを返還しない。ただし、村長が特に必要と認める場合、その全部又は一部を返還することができる。

5 前項の規定により借用料を還付する場合は、次に定めるところによる。

（1）天災事変、体験者又は親族の疾病、その他体験者の責めに帰することができない理由により借用できなくなった場合は、既に納付した借用料から利用済期間分の料金を差し引いた額とする。

（2）村長が特に必要と認め、契約期間を短縮した場合は、既に納付した借用料から利用済期間分の料金を差し引いた額とする。

（体験者の遵守事項）

第9条 体験者は、契約書の締結並びに借用料を納めた後に、体験住宅の鍵を受け取り、体験住宅を使用するものとする。この場合、体験者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）留守や就寝時に施錠するなど体験住宅を善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは、速やかに村長にその旨を報告すること。

（2）火気の取扱いに注意するとともに、電気並びに水道の無駄遣い防止に配慮すること。

（3）備え付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

- (4) 体験者は体験住宅内を適正に管理するとともに、同施設住居者等と協力し体験住宅周辺の清掃活動を行うなど、地域コミュニティー活動に積極的に参加すること。
- (5) ゴミを決められた分別ルールに従い排出すること。
- (6) 退居する際に室内の清掃をし、体験住宅の鍵を村長に返却すること。
- (7) その他、体験住宅の借用に関して村長が必要と認めること。

(制限される行為)

第10条 体験者は、体験住宅において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可した者以外を同居させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
- (4) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配付すること。
- (5) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (6) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 体験住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (8) 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で村長の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (9) その他、体験住宅の借用にふさわしくない行為をすること。

(体験許可の取消)

第11条 村長は、体験者に前2条の規定に違反する行為があったと認めるときは、第6条の規定による体験許可を取り消すことができる。

(明け渡し)

第12条 体験者は、体験期間が終了する日、又は前条の規定に基づき体験許可が取り消された場合にあっては速やかに体験住宅を明け渡さなければならない。この場合において体験者は、使用に伴い生じた体験住宅の損耗を除き、体験住宅を原状回復しなければならない。

2 体験者は、前項の明け渡しをするときには、明け渡し日を事前に村長に連絡しなければならない。

3 村長は、第1項の規定に基づき体験者が行う原状回復の内容及び方法について体験者と協議するものとする。

(立ち入り)

第13条 村長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるとき

は、体験者の承諾がなくても体験住宅内に立ち入ることができるものとする。

- 2 体験者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することができない。

(損害賠償)

第14条 体験者は、故意又は過失により体験住宅及び設備を破損、汚損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、村長が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 体験者は、体験住宅及び設備を破損、汚損又は滅失したときは、速やかに村長に報告しなければならない。

(事故免責)

第15条 体験住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該体験住宅内又は体験住宅周辺で発生した事故に対して、村はその責任を負わないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年11月26日要綱第10号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に東村要綱の様式の規定に基づき敬称に様を用いて作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和4年6月29日訓令第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

体験住宅	単位	借用料
東村定住促進住宅（集合型） オアシスげさし 302号	1泊	1,500円
東村定住促進住宅（集合型） アザレアたいら 303号	1泊	1,500円